

(保 144) F
平成 24 年 9 月 28 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置を
平成 24 年 10 月以降も継続する保険者について

東日本大震災により被災した被保険者に係る平成 24 年 10 月 1 日以降の一部負担金の免除措置等の取扱いについては、平成 24 年 7 月 27 日付け（保 96）「平成 24 年 10 月以降の東日本大震災による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」によりご案内申し上げましたとおり、東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等（警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット））の全ての住民（全被保険者等）につきましては、平成 25 年 2 月 28 日まで延長され、東日本大震災による被災区域（警戒区域等以外）の住民のうち、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会の被保険者等については、平成 24 年 9 月 30 日まで延長されたのち、平成 24 年 10 月 1 日以降は、全国一律の特別の財政支援は行われなくなります。

今般、厚生労働省において、全域が東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等である福島県内 9 町村を除く、全国の国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険者を対象に調査を行い、平成 24 年 10 月 1 日以降も一部負担金の免除措置を継続する保険者について、添付資料のとおりまとめられましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

なお、当該調査は、平成 24 年 9 月 27 日時点の状況を確認したものであるため、今後、変更が生じる場合があります。

【添付資料】

東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置を平成 24 年 10 月以降も継続する保険者について（情報提供）

（平 24. 9. 28 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課）